

# 中小企業相談支援事業のご案内

## ワンストップ！ 相談無料！ 秘密厳守！

島根労働局では、地域の経済団体に委託して、生産性の向上等の経営改善や賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制等の見直しなどの課題に取り組む中小企業への支援として、経営面と労務面の相談等をそれぞれの専門家によってワン・ストップで対応できる無料相談窓口を設置しています。

事業主の皆様、どうかご活用ください。

### 出雲地区中小企業相談支援コーナー

#### 【飯南出張相談コーナー】

【場所】飯石郡飯南町下赤名877-1 飯南町商工会  
【連絡先】TEL：0854-76-2118  
【開設日】原則毎月 第3金曜日 13:30~17:00  
(開設日の詳細については事前にお問い合わせ下さい。)

#### ◆事業内容

経営改善及び労働条件管理等に関する相談 (相談等は無料です)

#### ◆対応可能な相談事例

- ・経営全般について相談したい
- ・就業規則の見直しをしたい
- ・給与制度・給与体系を見直したい など

#### ◆相談内容、企業・個人に関する情報等は厳守されます

## 島根県最低賃金改定のお知らせ

### 島根県の最低賃金が改定されました！

島根県内の事業場に使用されるすべての労働者に適用される島根県最低賃金が次のとおり改定されました。

この金額は、平成24年10月14日以降の賃金から適用されます。

時間額 **652円**

**注意** 最低賃金の対象となる賃金には、時間外・休日・深夜手当や結婚手当、賞与、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などは含まれません。

最低賃金については

島根労働局労働基準部賃金室 TEL 0852-31-1158  
または 出雲労働基準監督署 TEL 0853-21-1240まで



# 飯南町商工会だより

平成25年2月  
第12号  
発行  
飯南町商工会



飯南町商工会 会長 森島 功 武

平成二十五年に入り、今年は例年になく雪の少ない日々が続いております。朝夕はまだまだ冷え込みますが、春の足音を感じる昨今です。

さて、昨年の我が国経済は依然として予断を許さない欧州の財政金融問題をはじめ、中国や韓国との領土問題が引き金となり、経済制裁という形で輸出関連企業は海外進出や日本製不買運動などの影響により貿易収支が悪化し、大変厳しい経営環境を迎えております。

こうしたなか、昨年末には衆議院選挙が行われ、新たな政権が誕生しました。

新政権には政治の混乱からの一刻も早い脱却と、強いリーダーシップによる景気浮揚策等に積極

的に取り組んでいただけるものと確信しております。

また、尾道松江線が三月末には吉田掛合ICから三次JCTまでが開通し、二〇一四年には全線が開通となり、陰陽を結ぶ大動脈ともいえる国道五十四号の交通量は激減する事が予想され、本町経済への多大な影響が懸念されるところであります。

このような状況のなか、飯南町商工会としては、三月末で期限切れとなる中小企業金融円滑化法、この対応として、昨年十月にしまね信用金庫と雲南地域の三商工会で締結した(絆)という融資制度を設け万全を期する考えであります。

また、少子・高齢化の進展に伴い、売上低迷に歯止めがかからず、会員の脱会による組織率低下傾向が続くなど、厳しい経済状況のなかで、「商工会は行きます聞きます 提案します」をキャッチフレーズに掲げ、巡回訪問を徹

底し、地域に密着した経営支援サービスに努めるとともに、地域に根差した唯一の経済団体として、また、経営改善普及事業を実施する「支援団体」として、町当局と密接な連携を図り、地域資源を活かした地域産品の開発や販路開拓の支援、プレミアム付き「とくとく商品券」の発売による地元消費拡大など積極的に取り組んでいるところであります。

今年も引き続き厳しい経営環境で推移すると考えますが、厳しい時こそ行政と一緒に、知恵を出し合い地域経済の活性化を目指して努力してまいりますと思っておりますので、関係機関各位並びに会員の皆様方の一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、会員の皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げご挨拶いたします。

### 飯南町商工会 役員

顧問	後藤 英夫
会長	森島 功武
副会長	伊藤 隆
副会長	明見 榮次
筆頭理事	中山 茂樹
理事	橋村 重美
理事	難波 恭二
理事	津田 哲哉
理事	岸 光研
理事	後藤 幹司
理事	信高 聖司
理事	長谷川 城昭
理事	塩田 昭弘
理事	長谷川 孝志
理事	青年部長 多 久 悟 史
理事	青年部副部長 三 島 三 恵 子
理事	女性部部長 熊 本 節 子
理事	女性部副部長 石 川 康 弘
監事	田 部 高 久

青年部 コーナー

炎に願い 伝統のどんど祭り

\*商工会青年部 年頭行事

一月十二日(土) ふれあいホールみせん前広場において、商工会青年部主催の恒例行事「どんど祭り」が執り行われ、好天の中大勢の皆さんにお集まり頂きました。

午後二時から祭事が行われ、由来八幡宮の宮司による祝詞奏上の後、火入れ式がありました。持ち寄られたお正月のお供え、飾り物、習字などが勢いよく燃え上がると、静かに無病息災等それぞれの願いを祈りました。

また、今年も商工会女性部による「ぜんざい」が参拝者に振舞われ、静粛な中にも一段と和やかな年明けとなりました。



女性部 コーナー

女性部初めての料理講習会を十二月十六日(日)に飯南町保健福祉センターを会場に開催し、二十名の部員が参加しました。講師は飯南町保健福祉課の栄養管理士 石橋さんにお願ひし、手軽にできる一品をなんと十三品教えて頂きました。レシピを見たときは「こんなにたくさん!」と思いましたが、四グループに分かれ、三品、四品を手分けして作りました。

みなさん日ごろの手際の良さを発揮され盛付けまでの予定時間を大幅に短縮され、あっという間に試食が始まりました。試食では、みんなで感想を言い合いながら和気あいあいの楽しい時間を過ごす事が出来たと思います。

今回の企画はもちろん、「一度にこんなに食べられてしかも味もよし!」また「どれも簡単に作れる!」と、とても好評でした。一つ残念だったのは、



十二月という事もあり、みなさんの参加が難しかった事。次回は、もっと早く計画して、もっと多くの部員さんに参加してもらいたいと思います。

一月十二日(土)は、恒例の「どんど祭り」が開催され、正副部長と頓原地区の役員の方々にお世話になりました。今年はお餅も増やし準備万端!みなさんに喜んでいただけたのではないのでしょうか。

また、女性部活動の一環として立ち上げた「飯南牡丹組」も活動の輪を広げ、JA雲南が毎月発行されている

「ふれあい雲南 八月号」へ掲載していただいた事もあり、十二月一日(土)に開催された「JA雲南女性のつどい&家の光大会」に声をかけて頂き、加茂町「ラメール」の大ホールステージにて「南中ソーラン」とよさこい黒田武士を披露しました。

三月二日(土)には、赤名酒造蔵出しイベントへの参加、また三月十七日(日)には、尾道松江線開通記念イベントへの出演等、

更なる練習に励んでいます。みなさんの温かい励ましをお願いします。



建築組合の活動

飯南町建築組合は、昨年十二月に二日間、赤来中学校において、一年生二十三名を対象に「木工教室」を開催いたしました。

この事業は、生徒たちにもづくり技術を伝承したり、ものづくりに対する意欲を育て、また、判断力や想像力を養ったり、身体的な機能の向上を図る、あるいは、ものづくりを通してコミュニケーション能力を高めるなどの、副次的な効果も期待しながら、ものづくり体験による完成時の喜びを体験してもらおうものです。このことにより、技能の重要性、必要性を認識して、将来ものづくりを支える人材として、職業意識の形成に役立つ事が出来ればという目的で行いました。



生徒たちは組合員の説明や作業を熱心に受止め、楽しく作業を行う事が出来ました。アンケート結果から、考えながら作る楽しさを学んだり、木の良さを自然と感じる事が出来た貴重な体験となった事がわかりました。今後も飯南町建築組合は子どもたちの、ものづくりへの関心を高めるとともに、職業意識を醸成するための活動を継続していこうと考えています。

～税務署からのお知らせ～

平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

▶ 事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

※現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

◎対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。 ※所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿・書類の保存期間】

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	●収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	●業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	●決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	●業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	